

令和8年1月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和8年1月20日開会

丸亀市農業委員会

令和8年1月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和8年1月20日(火) 午前9時30分～午前10時35分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 45人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 30人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 17. 田中 正隆 | 25. 古竹 義弘 |
| 2. 西山 孝 | 10. 山口 好則 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 19. 喜來 聖則 | 27. 徳永 善史 |
| 4. 一本松 学 | 12. 大西 浩 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 | |
| 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆 | |

欠席委員 1人

農業委員 1人

4. 内田 久夫

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明 副主幹 河田 浩和 主任 宮内 隆匡
事務局次長 山田 健司 主査 佐々木武志

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 その他

報告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第5号 非農地証明願について
- 議案第6号 許可後の事業計画変更申請について
- 議案第7号 土地改良事業の非農用地区域の設定について（変更）

報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和8年1月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず総会の次第、地域計画の変更に関する資料、耕作者不在農地の関係書類（1月受付分）、農政だより、普及センターだより、1月30日の県外研修に行かれる方には研修資料を置いております。あと、事前にお送りしています議案書等書類をお出しください。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

おはようございます。令和8年最初の農業委員会定例総会でございます。今年もよろしくお願いいたします。年明け早々、ご承知のとおり政界では解散かという話になってきました。昨日、総理が会見をしております、年明け早々、選挙になるようでございます。それによって、農政についても、これからどんな動きになるか分かりませんが、今年もよろしくお願いいたします。今日も沢山の議題がありますので、よろしく御審議をお願いいたします。本日の出席委員さんは、15名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、9番の牛田委員さん、10番の小松委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 その他です。以上、御審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはようございます。丸亀市農林水産課農政担当長をしております造田と申します。早速で

すが、地域計画の変更について説明させていただきます。1月9日締切とした地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに、反対意見がなければ、地域計画の変更手続きを進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。尚、いまから説明させて頂く農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、地域計画変更に係る資料ですが、3部ございます。地域計画変更等理由書（総括表）、位置図、地域計画変更案です。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を見ながら説明させて頂きたいと思います。

【番号1～3の各案件説明】

今後のスケジュールですが、こちらで反対意見がなければ、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行います。そちらでも意見がなければ、2月20日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、3月5日締め農地転用の申請手続きを行ってもらうこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2か月後の3月19日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上になります。何か御質問はありますか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。何かございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものといたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

その他議題はございますか

●事務局長（大西良明君）

その他はありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は 12 月 26 日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は 1 月 5 日 和泉委員で、綾歌市民総合センター開催分は 1 月 13 日 松永委員で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、飯山センター開催分で 1 件、綾歌センター開催分で 1 件の相談がございました。飯山センター開催分の相談内容ですが、終活を考えている方から一人娘は嫁ぎ、夫婦とも高齢で、農業ができないようになるかもしれないので、所有農地を手放すことも考えている。いい方法を教えてほしいとのことでした。現在、桃畑については自作中で、水田については立地が良くないが、近隣の農業者に貸しているとのこと。回答といたしましては、水田については、当面は今貸している人に耕作の継続を依頼し、将来的には現耕作者に譲ることも視野に入れて考えてみてはと提案しました。桃畑は立地が良いとのことなので、桃農家への売却のほか、農地機構を通じた貸借で今後も農地としての利用が図れるのではないかとご案内しました。将来の相続人となる娘さんにも農地を相続した場合のことを含めてお話し合いをしておくようお願いしました。次に、綾歌センター開催分の相談内容ですが、現在、賃貸借契約にて耕作してもらっているが、水利費や土地改良区費をはじめ、高齢のため井出ざらいに参加できず、違約金等の経費が負担となっている。後継者もいないことから売買等により処分したいとのことでした。回答といたしましては、まずは、借り手の方に、売買等の相談をしていただくようお願いし、そこで、話がまとまらなければ、貸借期間が残っている関係上、借り手の承諾を得て、周辺農地の所有者に当たってみてはどうかと提案しました。基盤整備が行われた農地ということで、転用など農地以外での売買は難しい状況ですが、優良農地に該当することから買い手が見つかる可能性もあるのではないかとご説明しました。また、話しが難航するようであれば、再度、相談いただければ、農業委員や推進委員さんにも協力してもらおう旨をお伝えいたしました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は 1 月 27 日火曜日 松永会長で、市役所本庁開催分は 2 月 5 日木曜日 富田委員で、綾歌市民総合センター開催分ですが、2 月 10 日火曜日 牛田委員と記載しておりますが、調整の結果竹内副会長となりました。それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手

引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何か御質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項はございませんか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、議案第5号 非農地証明願について、議案第6号 許可後の事業計画変更申請について、議案第7号 土地改良事業の非農用地区域の設定について（変更）、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、以上御審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

農業委員会事務局の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案の1ペー

ジをご覧ください。位置図と一緒に御確認をよろしく申し上げます。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は7件です。なお、前回、12月の定例総会において、新規就農等を目的に農地を取得する案件につきましては、取得後の耕作や営農に問題はないか、十分精査した上での許可が必要であるという御意見がございました。その取扱いを今後どうするのか、この後、皆様にお諮りする予定ですが、今回につきましては、時間がございましたので、会長とも相談し、新規就農に該当する案件については、地区の委員さんに、申請概要を説明し、必要に応じて現地調査をしていただいております。ちなみに、今回は、4番と5番及び6番が該当しておりますのでよろしくお願いたします。それでは、案件の説明に移ります。

1番 田村町・・・合計面積 241.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番 三条町・・・合計面積 1,034.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人と譲受人が所有する自作地を相互に交換し、無償での所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番 三条町・・・合計面積 1,256.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、先程2番の交換する農地のもう一方になります。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

4番 垂水町・・・合計面積 330.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得し、新規就農を図る譲渡人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地での作付作物は、レモン・みかん・じゃがいも・玉ねぎ・オリーブ等を予定しており、トラクターを借りて、夫婦で地元の方にも協力を得て耕作する計画が提出されています。

5番 土器町西四丁目・・・合計面積 1,151.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地での作付作物は、ハウス栽培の苺と、余った敷地で大根・人参

の栽培を予定しており、ご自身は会社経営者で、農作業への従事も可能とのこと。会社から出資し、ハウスや進入路を整備し、準備が整い次第、生産を開始するとのこと、所有するトラックで出荷等を行う計画が提出されています。2 ページをお開きください。

6 番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,393.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、親族である譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地での作付作物は、大根などの野菜を予定しています。ご自身は、家庭菜園等で農作業経験があり、耕運機や農舎を所有しています。また、農作業経験を持つ母親と妹にも手伝ってもらい耕作する計画が提出されています。

7 番 飯山町東坂元・・・合計面積 343.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率 利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業 常時 従事 要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準 並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、これより質疑に入りますが、先ほど事務局から申し上げましたように、新規就農の案件につきましては、後で説明いたしますが、取り敢えず、今説明しました案件について、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●農業委員（竹田久義君）

7 番の案件について教えて頂きたいのですが、坂出や高松にそれぞれ農地を持たれているようですが、今回、丸亀の 3 畝程の狭い農地を取得するのは何故なんですか。

●事務局員（佐々木武志）

行政書士を通して申請者に確認をしたところ、農地が売りに出ていたので取得したとのことですが、今後、拡大していきたいとの思いはあるようです。

●農業委員（竹田久義君）

はい。分かりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何か御質問ございませんか。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

5番の案件で苺を栽培し、余ったところで野菜を栽培されるということですが、苺に関し、費用面として施設や装置に2,500万円ほどいるのではないかと思うんですが、新規就農でそんなに簡単に出来るのかな、どこからか借りてされるのかの点について教えてください。

●事務局次長（山田健司君）

先程ご説明させて頂きました通り、ご自身で会社を経営しております。その会社から出資を受けて、ハウスを建てて苺栽培をし、余った農地で、大根などの野菜を作るという計画が提出されています。

●農地利用最適化推進委員（山本敏一君）

会社のお金を使ってということの問題はないのかとは思いますが、継続的な現場の確認が必要かとは思っています。

●事務局次長（山田健司君）

今後、確認等を含めて進めたいと思います。

●会長（松永哲夫君）

他にございませんでしょうか。他に無いようでしたら、採決いたします。議案第1号 農地法第3条 第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の各案件を許可することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

では、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請7件は、原案の通り許可することに決定いたしました。ここで、先ほど申し上げました、今後の新規就農の審査方法について事務局より説明いたします。

●事務局長（大西良明君）

審議の途中ですが、先ほど山田次長のほうから説明をいたしました。12月の定例総会におきまして、推進委員さんから、農地法3条で農地を取得したにもかかわらず、1回も営農することなく、宅地転用されたケースがあるのご指摘があり、農業委員会として3条許可事務を、今後どう考えていくのかという問題提起がございました。指摘のあったケースは三年三作の制約があった時代のものですが、大きな転換点とし、令和5年4月から、三年三作の制約が無くなり、また、農地法3条の許可要件のうち、下限面積要件も廃止されたことで、それまでいわゆる農家でないと農地は買えないといわれていたのが、意欲と能力さえあれば誰でも農地を買えるようになったことがあります。改正以降、皆様もこの3条申請に関する議案の内容を見てお気づきだと思うんですけど、新規の就農ですとか、自家消費目的で取得するといった申請が多数見受けられるようになったと思います。調べてみたところ、令和5年4月から令和7年12月まで、3条許可件数トータル213件に對しまして、初めて農地を取得した案件は約50件となり、認知度の向上もあり右肩上がりに増えている状況でございます。初めて農地を取得した人が、農地を農地として適切に利用してくれるのかを判断するのに、これが大変難しく、何を根拠に譲受人の営農の意欲と能力を測るのかということなど色々ございます。これは全国の農業委員会共通の課題だと思います。先月の質問を受けまして、県内各市の農業委員会に、3条申請の審査方法等について照会しましたところ、議案に上程する前に、それぞれの地域の農業委員さんが審査に加わっているところもあり、中には農業委員さんの面接をしているというような農業委員会もありました。そこで、丸亀市農業委員会での今後の審査の流れについては、まず、申請があった場合、事務局で概要書を作成します。譲受人が誰であるのか、申請地がどこか、取得の目的、作付け予定作物、機械の保有状況、地元協力者が誰なのかなどを聞き取りなどで把握して概要書を作成し、農業委員さんにお知らせします。電話でお知らせするのか、飯山、綾歌市民総合センター、本庁に来庁してご覧頂くのか色々な方法があると思いますが、

いずれかの方法でお知らせします。なお、農業委員さんが必要と思われる場合は、委員ご自身で現地確認をお願いします。また、農業委員さんには、地区の推進委員さんとの情報共有をお願いしたいと思います。次に、農業委員さん、推進委員さんは、申請内容等を確認された後に、意見がある場合、追加情報が必要な場合、又面談が必要と思われるのであれば、事務局にお伝えください。それを受けて、事務局は申請者にお伝えしたり、追加の資料提出など求めたり、また、場合により面談を行えるように手配します。このように地元の委員さんによる一連の確認等を経て、問題が無ければ、農業委員会に議案として上げて審議を頂くというような形でやってまいりたいと考えております。なお、転用の現地調査と合わせてという案もあったんですが、転用案件だけでスケジュールがタイトになる月もありますし、3条は切り離して対応していこうという風にさせていただきたいと考えております。3条の許認可は、農業委員の権限ですが、推進委員さんにもいろいろご協力をお願いしたいと思います。また、譲受人から作付状況報告書を提出させたらいいのではないかという御意見もございましたが、許可後の農地利用の状況については、日常の農地の見回り・声掛けの業務のなかで、気にかけていただければと思います。あと参考ですが、資産保有目的、投機目的で農地を取得するというのは、下限面積要件が廃止される時には想定されており、法的にも対応を取らないといけないということで、令和7年4月から、農地法第3条申請の時に、農地法とかに違反していないかという確認事項が追加されております。ご紹介させて頂きますと、過去に権利取得後の農地を耕作の事業に供することなく取得後3年以内に他者に譲渡し、もしくは使用、収益を目的とする権利を設定し、または農地以外のものにする行為を行ったかの有無を記載する必要があるんですが、有に該当しますと次回から許可を受けられなくなる可能性があるということになります。ですので、不正取得に対する法整備も進みつつありますので、農業委員会といたしましては、3条の適正な許認可業務に、あらゆる面で工夫しながら取り組んで参りますので、委員さんの皆様のご協力をよろしく願いいたします。2月からこういった審査方法でやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

●会長（松永哲夫君）

今、局長が申しあげましたように、先月、推進委員さんの中から3条の新規就農の問題を提案されて、色々検討しました結果、今後は先ほど説明した形で取り組んで行きたいということでございます。なお、2月13日に県下八市の農業委員会会長会があり、私も参加いたします。偶々、丸亀が会場となりまして、他の七市の会長さんもお見えになりますが、その会の議題の一つに、3条の新規就農に関する議題が出ております。これは高松市の方から提案されているのですが、県下の

3条の関係の取扱いはどうなのかというのですが、県下の他の市でも同様の問題があるかのではないかと思います。丸亀においては、今までは、そうは厳しくなかったのですが、今後は局長が申し上げた対応をするということで回答したいと思っております。また、農業委員、推進委員さんのご協力をお願いしたいと思います。今後は、地元の農業委員、推進委員さんの方のご了解の上で、議案として提案していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。先程、大西局長が申し上げたことに対して何か御意見などございませんか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、2月からは今申し上げたように農業委員会として対応し、丸亀市内の農地が不正取得されることの無いようにしていきたいと思っております。次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。失礼します。3ページをお開きください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は3件です。

1番 柞原町・・・合計面積 721.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成元年頃に駐車場を整備し利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番 原田町・・・合計面積 1,026.98 m²（内併せ利用地 1,023.68 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和44年頃に農家住宅を建築し、宅地として利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番 城東町三丁目・・・合計面積 341.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、昭和55年10月に自己用住宅を建築し、宅地として利用していましたが、当時、農

地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するもので、現在は借家として利用されています。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上3件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請3件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

4ページをお開きください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は9件です。

1番 津森町・・・合計面積 566.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、令和5年に水路改修工事の際、工事車両用の駐車場として一時転用しましたが、工事竣工後も農地に戻さずそのままの状態にしており、今回、宅地分譲2区画を整備するにあたり農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、売買による所有権移転を行い、宅地として利用するものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番 田村町・・・合計面積 1,305.98 m²（内併せ利用地 374.98 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和45年頃から、一部が宅地として無断転用されていましたが、今回、共同住宅2階建てと自転車置場平屋建てをそれぞれ2棟の建築整備するにあたり、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、所有権移転売買を行い、宅地として利用するものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番 柞原町・・・合計面積 539.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和7年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。5ページをお開きください。

4番 原田町・・・合計面積 4,790.34 m²（内併せ利用地 2,533.34 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸運動施設の建築整備を図るものです。申請地は、準工業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5番 垂水町・・・合計面積 454.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、売買による所有権移転を行い、住宅2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 土器町東二丁目・・・合計面積 1,657.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所2階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、

第1種低層住居専用地域と準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。6ページをお開きください。

7番 土器町東七丁目・・・合計面積1,896.61㎡（内併せ利用地1,650.61㎡）【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、敷地拡張し、貸店舗平屋建て1棟の建替え整備を図るものです。申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

8番 綾歌町岡田下・・・合計面積468.00㎡（内併せ利用地27.00㎡）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番 綾歌町富熊・・・合計面積460.62㎡（内併せ利用地6.62㎡）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建てとカーポートそれぞれ1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松永哲夫君)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 9 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。次に、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長 (山田健司君)

それでは、7 ページをお開きください。議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。今回の案件は、筆数が 335 筆、面積 319,063.00 m²です。これは、3 月以降の利用権設定に係る意見聴取になります。詳細は 7 ページから 21 ページの表のとおりです。以上、この案件については、同法第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長 (松永哲夫君)

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等はありませんか。

●会長 (松永哲夫君)

特に御異議も無いようですので、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取については、原案どおり処理していくことといたします。続きまして、議案第 5 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長 (山田健司君)

それでは 22 ページをお開きください。議案第 5 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 本島町泊・・・合計面積 733.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問等はありませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第5号 非農地証明願について整理番号1番の案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第6号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。23ページをお開きください。議案第6号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は7件です。

1番 柞原町・・・合計面積1,130.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成21年8月27日、分譲住宅2階建て5棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、本申請許可後、2年の工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

2番 飯野町東二・・・合計面積15,007.00㎡（内併せ利用地6,363.00㎡）【議案読み上げ】

この案件は、令和5年2月9日、分譲住宅2階建て47棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。25ページをお開きください。

3番 飯野町東二・・・合計面積15,007.00㎡（内併せ利用地8,644.00㎡）【議案読み上げ】

この案件は、令和7年12月4日、分譲住宅2階建て47棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条

の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。26ページをお開きください。

4番 飯野町東分・・・合計面積 3,422.82 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成24年11月22日、分譲住宅2階建て11棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。27ページをお開きください。

5番 飯野町東分・・・合計面積 1,942.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和4年9月9日、分譲住宅2階建て9棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

6番 垂水町・・・合計面積 3,802.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和2年12月1日、特定建築条件付売買予定地等の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。28ページをお開きください。

7番 飯山町東坂元・・・合計面積 3,007.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和3年3月30日、花崗土掘取による農地造成を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしくお願いたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第6号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1

番から7番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。次に、議案第7号 土地改良事業の非農用地区域の設定について（変更）を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、29ページをお開きください。議案第7号 土地改良事業の非農用地区域の設定について（変更）でございます。この案件は、29ページから37ページにかけて記載しているとおり、事業名が農地耕作条件改善事業●●地区で、場所が飯山町東坂元、面積5.5ヘクタールの区画整理事業を令和2年度から行っております。基本的に区画整理事業を行いますと農地転用ができなくなります。そのため、工事に伴い、宅地等にすることが分かっている部分等については、あらかじめ非農用地区域の設定を行います。非農用地区域の設定にあたり、昭和49年7月12日付449構改B第1241号農林省構造改善局長通知 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について の記の第2の1(1)のアに定めるところにより、丸亀市飯山町土地改良区が農業委員会の意見を問うものです。31ページをお開きください。協議番号1につきましては、令和3年2月の定例総会にて、支障なしの回答をしておりますが、今回、2番及び3番を追加変更することについて、意見を問われております。

協議番号2 飯山町東坂元・・・合計面積220.00㎡【議案読み上げ】

申請地では、農業用倉庫としての利用を予定しております。

協議番号3 飯山町東坂元・・・合計面積107.00㎡【議案読み上げ】

申請地では、農家住宅に併設した農業用倉庫として、すでに利用しております。

今回は、この2件について、非農用地区域の設定（変更）を行うものです。農用地の位置、面積、その他、特に問題ないものと考えます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対し御質問、御意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御意見もないようですので、議案第7号 土地改良事業の非農用地区域の設定（変更）については、原案のとおり処理していくことといたします。それでは報告事項に入ります。報告第1号 農地法第3条の3第の規定による届出について、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認については、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、38ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は1件です。

1番 飯山町川原・・・合計面積 17,768.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和7年4月4日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。39ページをお開きください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知確認についてでございます。報告は4件です。

1番 三条町・・・合計面積 1,853.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、期間貸借に切り替えるため、離作補償なく合意解約するものです。

2番 三条町・・・合計面積 682.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、期間貸借に切り替えるため、離作補償なく合意解約するものです。40ページをお開きください。

3番 三条町・・・合計面積 1,261.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、期間貸借に切り替えるため、離作補償なく合意解約するものです。

4番 中津町・・・合計面積 67.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で1月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前10時35分終了）